

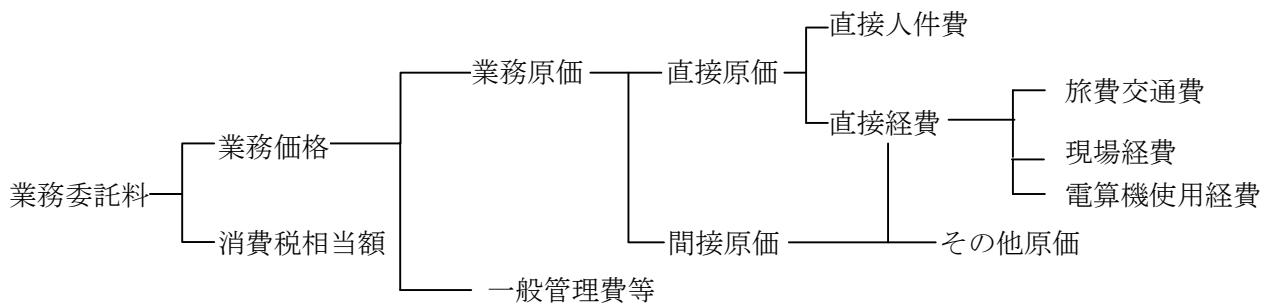
2 堤防等点検支援業務積算基準(案)

1. 適用範囲

この積算基準は、河川堤防の定期点検及び異常時点検、出水時点検業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2) 各構成費目の算定

1) 直接原価

① 直接人件費

イ 業務打ち合わせ

1 業務当たり業務管理者を技師(A)として月 1 回(0.5 人／月)計上する。

ロ 指揮・監督

業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(A)を 1.0 人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が 2 人以下の場合は、0.5 を乗じること

ハ 定期及び異常時点検

定期点検及び異常時点検は次表を標準とする。

	職種	単位	業務内容	歩掛り
堤防等点検者	技師(C)	人	現地点検	0.12 /km
"	"	人	点検結果とりまとめ	0.03 /km
計				0.15 /km

*点検路長当たりの歩掛けとする。

*点検平均幅は、10～20mを標準とする。なお、点検幅とは水平長であり法長とはしないこと。

二 出水時点検

a. 事前打合せ

業務実施に先立ち、業務内容の説明会及び事前調査・通報訓練を実施するもので、これらは交替班も含めた全班数とし、1日分を計上する。

b. 点検業務

[班編成]

点検業務の班編成は、次表を標準とする。

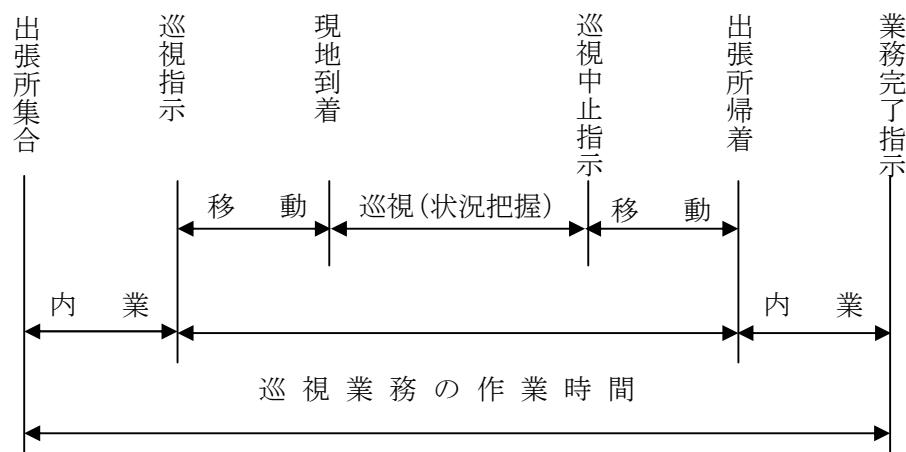
	職種	員数	備 考
出水時管理者	技師 (C)	1人	各出張所に駐在する。
出水時点検員	技術員	2人	出水時の現地点検等
運転員	一般運転手	1人	

[時間単位の算定]

対象時間	時間帯	1時間当たり単価
5h～22h	始めの8時間	基準日額×1／8……①
	8時間を超える部分	①×構成比×1.25
22h～5h	始めの8時間	①+①×構成比×0.25
	8時間を超える部分	①×構成比×1.5

[点検時間の算定]

点検時間の算定は、下図を標準とする。



- (注) 1. 各段階での指示は、監督職員が行うものとし、点検時間時間は出張所又は現地集合から業務完了指示までとする。
2. 12時間交替制とする。
3. 当初設計は、各時間帯とも見込み時間数を計上し、変更設計で精算するものとする。

[運転時間]

- ・出発及び帰着地は出張所とし、班の交替は現地交替として積算する。
- ・車両の標準速度は下記とする。

　現地までの移動速度・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 km/h

　重要水防箇所（A・B）区間の点検速度・・・・・・・・ 10 km/h

　その他区間の巡視速度・・・・・・・・・・・・ 20 km/h

- ・車が進入出来ない区間は、徒歩による点検とし、速度は 2 km/h とする。

[班数の算定]

- ・上記の運転時間で算出した点検時間が、1 巡するのに 1 時間以内となる班数を設定するのを標準とする。

② 直接経費

a 現場経費

　業務に必要な自動車（5 人乗りライトバン 1,500cc）の経費を計上するものとする。

　運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして計上しない。

b 旅費交通費

　交通費は、業務処理に従事する技術者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

c 電算機使用経費

　電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

　a、b、c 以外の直接経費は、その他原価とする。

3) 間接原価

イ その他原価

　その他原価は、現場経費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

　ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

4) 一般管理費等

　一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

　ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。